

けんぽだより

2017

秋号

No. 3



- P 2 平成28年度 決算をお知らせします
- P 4 平成29年度 健康づくりプラン(保健事業)
- P 6 家庭用常備薬斡旋のご案内
- P 7 ジェネリック医薬品の積極的な活用をお願いします
- P 8 療養費について 気をつけていただきたいこと
- P10 こんなときは保険証を必ずご返却ください
- P11 「第三者行為」の届出をお忘れなく
- P12 満腹ヘルシーCooking!



満腹ヘルシー
Cooking!



Pick Up!

鮭(秋鮭)

アスタキサンチン

赤い色素成分・アスタキサンチンは、強い抗酸化作用をもっています。体に悪影響を与える活性酸素を除去し免疫力を高めてくれるので、秋バテしない体づくりに役立ちます。



秋鮭のアクアパッツァ

1人分 278kcal/塩分2.1g

材料(2人分)

鮭(秋鮭)	2切れ
塩	2つまみ
あさり(殻付き)	120g
にんにく	1かけ
オリーブ(黒)	8個程度
パセリ	1枝
オリーブオイル	大さじ1
ミニトマト	10個程度
塩・こしょう	少々
白ワイン	大さじ3
水	1/2カップ程度
オリーブオイル(仕上げ用)	少々

作り方

- 1 鮭は塩をふり、しばらく置く。あさは砂出ししておく。にんにくはみじん切りにし、オリーブは半分に切る。パセリは手で適当な大きさにちぎる。
- 2 フライパンにオリーブオイルを熱し、鮭を焼く。
- 3 ほどよく焼き色がついたら鮭を裏返し、フライパンの端に寄せる。空いたところに、にんにくを入れ、香りが出るまで炒める。
- 4 あさり、オリーブ、ミニトマト、塩・こしょうを加え、白ワインと水をまわしかけたら、ふたをし、あさが開くまで蒸し焼きにする。
- 5 オリーブオイルをまわしかけ全体になじませたら、火を止める。器に彩りよく盛りつけ、パセリを飾る。

洋梨ラッシー

1人分 144kcal/塩分0.0g

材料(2人分)

洋梨	1個
ヨーグルト	大さじ8
レモン汁	小さじ1
はちみつ	大さじ2
氷(3cm角程度)	6~8個
シナモン	少々

作り方

- 1 洋梨は皮をむき、ミキサーにかけやすい大きさに切っておく。
- 2 材料(シナモン以外のすべて)をミキサーにかける。
- 3 なめらかになったらグラスに注ぎ、シナモンをふる。



料理制作/鶴田真子
(管理栄養士・健康運動指導士)
撮影/愛甲武司
スタイリング/寺門久美子

Pick Up! 洋梨

アスパラギン酸

アミノ酸の一種、アスパラギン酸は疲労の原因となる乳酸の分解を促進するので、疲れた体を回復させてくれます。また体液のバランスを安定させ、体調を整える効果があるといわれています。

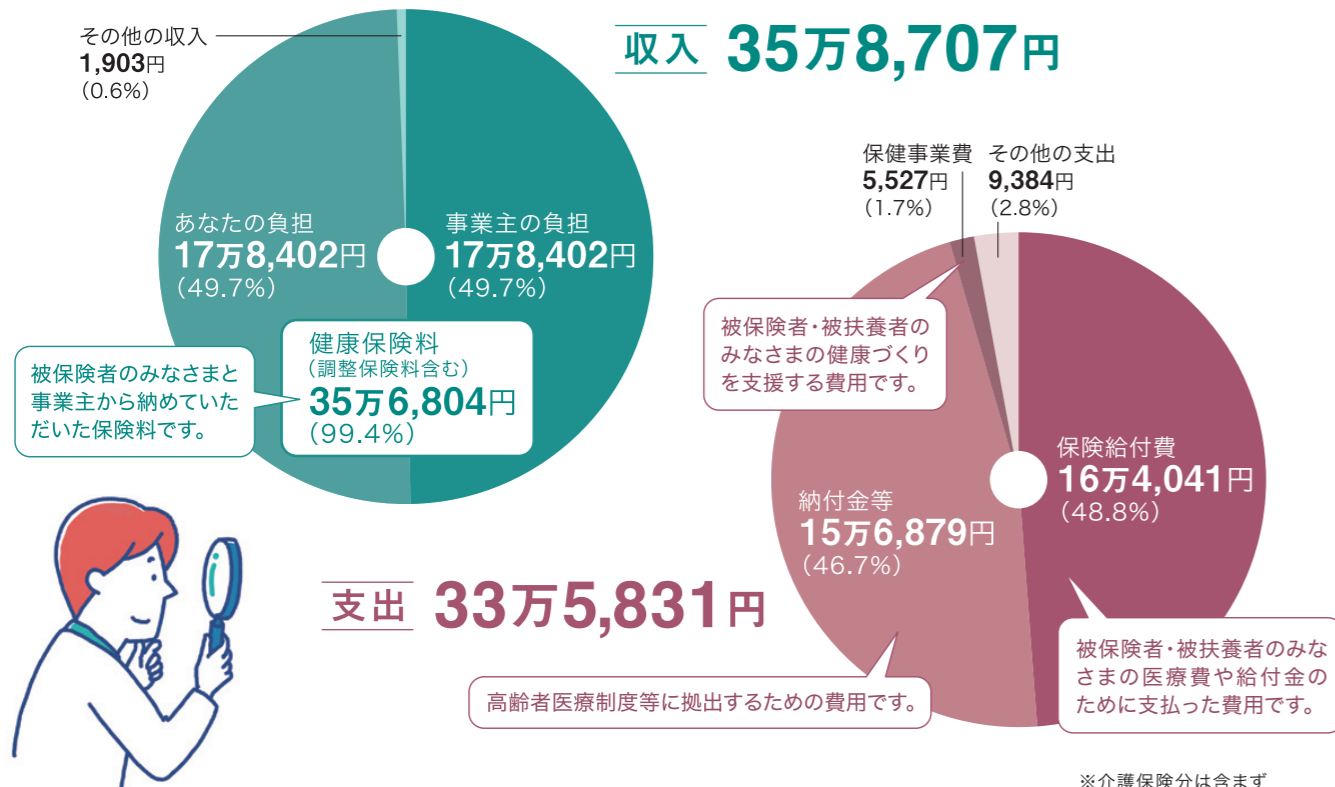
平成28年度 決算をお知らせします

平成29年7月13日の第4回組合会において、
当健康保険組合の平成28年度決算等以下の議案が承認されましたのでお知らせします。

第1号議案	選定理事の選定	一般社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院 河野弘 就職
第2号議案	予算科目流用及び予備費充当	予算科目の不足分を他の科目から流用して対応
第3号議案	平成28年度決算及び事業報告	表1、表2 のとおり
第4号議案	平成28年度 収入支出決算残金処分	表1、表2 のとおり 平成28年度分残金は法定準備金*として処分する
第5号議案	規程の制定	(1) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のCSV情報等、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程 (2) レセプトオンライン請求システムに係る安全対策の規程 (3) 保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領 (4) 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領
第6号議案	規程の一部変更	個人情報保護法改正による変更 (1) 個人情報保護管理規程 (2) 機密文書管理規程

*事業年度の剰余金は健康保険施行令第46条により、法定準備金として積み立てなければならないとされています。

決算(健康保険)を被保険者1人あたりでみると…



健康保険 表1

	科目	決算額(千円)
① 収入	健康保険収入	5,507,694
	調整保険料収入	75,560
	国庫補助金収入	0
	財政調整事業交付金	22,750
	雑収入等	7,044
	合計	5,613,048
② 支出	保険給付費	2,566,909
	納付金	2,454,843
	(前期高齢者納付金)	(1,097,510)
	(後期高齢者支援金)	(1,251,851)
	(病床転換支援金)	(6)
	(退職者給付拠出金)	(105,476)
	保健事業費	86,481
	事務所費	58,148
	財政調整事業拠出金	75,521
	雑支出等	5,878
予備費	7,303	
	合計	5,255,083
	①収入 - ②支出	357,965

決算の基礎となった数値

- 被保険者数 …… 15,648人
男 …… 4,067人
女 …… 11,581人
- 平均標準報酬月額 …… 339,256円
男 …… 462,384円
女 …… 294,784円
- 総標準賞与額(年間合計) …… 11,641,218千円
[保険料免除者を除く]
- 平均年齢 …… 39.49歳
男 …… 39.36歳
女 …… 39.53歳
- 被扶養者数 …… 7,254人
(扶養率) …… (0.46人)
- 健康保険料率 …… 96/1000
[事業主 …… 48/1000
被保険者 …… 48/1000]

前期高齢者納付金

65~74歳の高齢者の医療費を支援するための支出

後期高齢者支援金

75歳以上の高齢者の医療費を支援するための支出

法定準備金へ

介護保険 表2

	科目	決算額(千円)
① 収入	介護保険収入	413,641
	繰入金・雑収入	0
	合計	413,641
② 支出	介護納付金	367,079
	還付金	0
	合計	367,079
	①収入 - ②支出	46,562

決算の基礎となった数値

- 第2号被保険者数 …… 7,754人
- 平均標準報酬月額 …… 383,757円
- 総標準賞与額(年間合計) …… 5,727,859千円
[保険料免除者を除く]
- 介護保険料率 …… 14.15/1000
[事業主 …… 7.075/1000
被保険者 …… 7.075/1000]



介護納付金の算出に「総報酬割」が導入されました

介護納付金は、これまで加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、この算出方法を変更し、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。平成29年8月から、介護納付金の1/2を総報酬割とし(年度全体で1/3)、平成30年度に1/2、平成31年度に3/4、平成32年度には全面総報酬割となります。報酬水準が高めの健康保険組合では介護納付金の負担が増える見通しです。

	平成29年8月~	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総報酬割の比率	1/2	1/2	3/4	全面

補助実施中です

平成29年度 健康づくりプラン(保健事業)

今年度も残り半年ほどとなりました。
各種健診(検診)等を“まだ受診していない方”、
“補助金申請をしていない方”は、以下の点にご注意ください。



補助可能受診期間

平成29年4月1日～平成30年2月末日まで

この期間以外で受診された分については、
当健康保険組合からの補助金はお支払い
できませんので、ご注意ください。

「償還払い方式※」での補助金申請期限は、平成30年3月末日、当健康保険組合必着です。

平成30年4月1日以降に当健康保険組合に到着した
平成29年度分受診の補助金はお支払いできませんので、ご注意ください。

※当健康保険組合の契約外の健診機関で受診し、ご自分で全額健診料金を支払って、後日、当健康保険組合に補助金を申請する方法

病気の予防に

からだの状態をチェックして病気の予防につなげるため、さまざまな
健診の費用を補助します。定期的に受けましょう。詳しい利用方法は、
WEBサイトまたは当健康保険組合までお問い合わせください。

対象 被保険者 被扶養者

対象	項目	内容	対象年齢	補助金	(補助回数)
	特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した検査項目	40歳以上	7,520円	(いずれか 1種類を 年度内に1回)
	人間ドック	特定健康診査の健診項目を含む	35歳以上	Aコース 20,520円 Bコース 13,520円	
	脳ドック	頭部MRI 頭部MRA 頸動脈エコー	35歳以上	15,000円	(2年度内に1回)
	婦人科検診 (女性のみ)	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,000円	(年度内に1回)
		乳がん検診(マンモグラフィーのみ)	40歳以上の女性	2,500円	(年度内に1回)
	前立腺検診 (男性のみ)	PSA(前立腺特異抗原)	50歳以上の男性	1,000円	(年度内に1回)
	*1 眼底検査	無散瞳型眼底カメラ	35歳以上	1,000円	(年度内に1回)
	*1 上部消化管検査	X線検査または内視鏡検査	35歳以上	1,000円	(年度内に1回)
	*1 大腸がん検査	抗ヒトヘモグロビン免疫法(2日間法)	35歳以上	1,000円	(年度内に1回)
	B型肝炎抗体検査		74歳まで	950円	(年度内に1回)
	B型肝炎ワクチン接種		74歳までの方で 低抗体価の希望者	1,000円	(年度内に1回)
	インフルエンザ予防接種		12歳まで	3,000円	(年度内に1回)
			13歳～65歳まで	1,500円	(年度内に1回)
	特定保健指導	特定健康診査で「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方に、生活習慣病の予防・改善につながる保健指導	40歳以上の対象者	全額補助	(年度内に1回)
	禁煙外来受診への費用補助	「禁煙治療を受けるための条件」を満たしている方へ	20歳以上	20,000円	(2年度内に1回)
	禁煙補助薬購入への費用補助		20歳以上	10,000円	(2年度内に1回)

※1 定期健康診断への追加項目です。 注) 公的補助を受けた方は補助対象外です。

今年もインフルエンザ予防接種補助券を 発行します!

当健康保険組合では、今年度も被扶養者のみなさまを対象に、「インフルエンザ予防接種補助券」を発行いたします。

発行対象者と補助額

被扶養者

0～12歳まで (年度末年齢)	3,000円*1 (年度内1回のみ)
13～65歳まで*2 (年度末年齢)	1,500円 (年度内1回のみ)

 接種料金が補助額未満の場合は、
接種料金が補助額となります。

*1 1回3,000円の補助券を1枚発行します。接種費用が3,000円未満の場合でも、差額分の返金はありません。
*2 65歳以上の方は、多くの自治体で公的助成があるため、補助券は発行していません。

被扶養者の方は、「接種補助券」を、医療機関へ持参してください。

補助券は、9月下旬頃に事業所宛に一括送付しておりますので、被保険者を通じて入手してください。

補助券有効期間 平成29年10月1日～平成30年1月31日までの接種

補助券利用可能機関

特定非営利活動法人健康情報処理センターあいち または 健康保険組合連合会 愛知連合会 の
ホームページをご確認ください。

特定非営利活動法人健康情報処理センターあいち 健康保険組合連合会 愛知連合会 →
NPOあいち 検索 <http://npo-aichimed.or.jp>



接種補助券が利用できない医療機関で予防接種をした場合は、「インフルエンザ予防接種費用補助金
支給申請書」・「領収書(原本)」・「使用しなかった接種補助券」を当健康保険組合まで郵送いただくこと
で、後日、補助が受けられます。

被保険者が自費でインフルエンザ予防接種を受けた場合は、被扶養者と同様に、
当健康保険組合へ補助金申請を行ってください。

ご不明な点がある場合は、当健康保険組合までお問い合わせください。

「特定保健指導」の対象になった方は、 生活習慣改善のチャンスです!

特定健康診査を受診すると、生活習慣病のリスクに応じて3つのグループに分けられます。

情報提供 危険度 (低)	動機付け支援 危険度 (中)	積極的支援 危険度 (高)
-----------------	-------------------	------------------



「動機付け支援」「積極的支援」に該当された方は、生活習慣病のリスクが高いため、
「特定保健指導」を受けていただくことになります。

「特定保健指導」って何をするの?

- 初めに面談が行われる 医師や保健師、管理栄養士などと面談が行われ、食事や運動など生活習慣の
改善に必要な指導を受けながら、行動目標や行動計画を作成する。
- 定期的な支援を受ける [積極的支援の場合] 生活習慣の改善が続けられるように、
3ヵ月以上にわたって、面談や電話、Eメールなどで支援を受ける。
- 6ヵ月後に
効果をチェック 行動目標が達成されているかどうかの確認や、
身体状況や生活習慣に変化がみられたかどうかについて確認する。

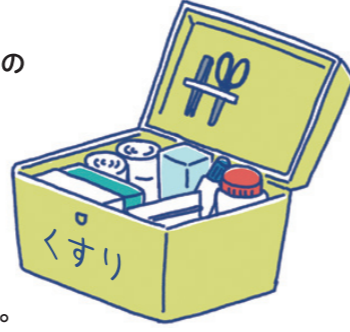


「動機付け支援」「積極的支援」の対象になった方には、特定保健指導利用券をお送り
いたします。無料で保健指導が受けられますので、必ずご利用ください。

家庭用常備薬

幹旋のご案内

当健康保険組合では、疾病予防の一環として家庭用常備薬の販売を行います。市販品の他にこの機会で見直しできない特納品など計180点の商品を掲載しております。ぜひこの機会にご活用ください。



家族の健康を守るために、くすり箱の中身は定期的に見直しましょう。

家庭に備えておく薬ってどういうのが必要？薬はいざというときに急に必要になることがあります。万が一の事態に備えるためにも、あらかじめ必要な薬を常備しておくことが重要です。



その他にも今回限りの特別幹旋商品も掲載しています！

今回のテーマは **歯科**

毎日使う歯ブラシやおすすめのハミガキ商品を今回限りの特別価格でご紹介しております。

特納品って初めて聞くけどどういうもの？

(特)とは？ = 特納品

特納品とは、健康保険組合・共済組合・各種団体等で、限定販売されている医薬品で、市販(ドラッグストア・薬局など)はされていません。

市販の医薬品に比べ、お求めやすい価格になっています。

Check!

No.	品名
1	★パブロンSα錠
2	★ルルカゼブロックIB
3	★ベンザエースA錠
4	★バファリンかぜEX錠
5	コンタック総合感冒薬EX
6	エスタック総合感冒
7	パブロンゴールドA(微粒)
8	新プレコールS顆粒
9	新ルルエース
10	カックン湯エキス顆粒S
11	葛根湯エキス顆粒Sクラシエ
12	葛根湯エキス錠クラシエ

Check! (特) パブロンSα錠

平成29年1月より医療費控除制度の特例として「セルフメディケーション税制」が始まりました

「スイッチOTC医薬品」の年間購入額が合計12,000円を超えた場合に適用され、確定申告により所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。確定申告時にはお届け商品に同梱する納品書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

▶ 制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

厚生労働省 セルフメディケーション税制 [検索](#)

どうやって申し込みをすればいいの？
WEBとFAXの両方から申し込みをすることができます。

詳しくは折込みの幹旋用紙をご確認ください。

目印はこちら

セルフメディケーション **税 控除 対象**

処方された薬を買うとき

ジェネリック医薬品の積極的な活用をお願いします

ジェネリック医薬品の普及は、自己負担額の軽減や医療保険の財政状況を改善するための有効な手段です。国はジェネリック医薬品に関する数量シェアの目標率を平成29年中に70%以上、平成30～32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上と定めています。処方されている薬にジェネリック医薬品があれば、積極的にご活用ください。

ジェネリック医薬品ってなに？

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で作られる薬のことです。先発医薬品の開発には、時間と費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短いため、価格が安いのがメリットです。

効き目や安全性は？

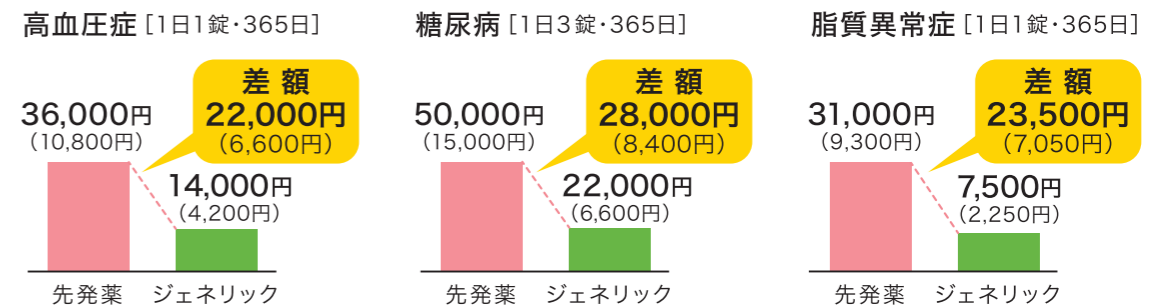
厚生労働省が厳しい審査を行い、効き目や安全性、品質などが先発医薬品と同等であることが認められています。また、薬事法の規制に従い、開発・製造・販売されています。



ジェネリック医薬品にすれば、こんなにお得!

長期間の服用が必要となる慢性的な病気の場合は、とくに薬代が大幅に節約できます。また、ジェネリック医薬品にはのみ薬だけでなく、点眼薬や湿布などもあります。

一般的な薬を使用した場合の一例(カッコ内は3割負担の場合の額)



ジェネリックに
替えたいのですが...



ジェネリック医薬品に替えたいときは、**医師・薬剤師に相談してみてください。**

※すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではありません。
※医師の治療方針により、ジェネリック医薬品に替えられない場合があります。

療養費について気を

接骨院や整骨院で施術を受けるとき…



接骨院・整骨院で施術を受けた患者に行う受療確認照会の回答から、「**施術を受けた部位と申請書に記載されている部位が違う**」「**署名する箇所以外に隠れていた**」などの意見が多く寄せられています。患者が「療養費支給申請書」に署名をすることで、柔道整復師が療養費の請求を健康保険組合に行い、療養費を受け取ることとなるため、接骨院・整骨院で施術を受けるときは、次のことに気をつけてください。

1 毎回、領収証を必ず受け取る！

接骨院・整骨院には「領収証」の発行が義務付けられています。窓口で支払いの際に、その都度必ず受けとってください。

領収証は大切な証拠書類です。失くさないように大切に保管しておきましょう。

領収証の見本

領収証	
健康 一郎様	
保険分合計	600円
①一部負担金	180円
②保険外	200円
合計金額(①+②)	380円
平成〇年〇月〇日	
上記合計金額を領収いたしました。	
住所	愛知県〇〇市〇〇町1-2-3
施設名称	〇〇接骨院
氏名	〇〇 整太郎
電話番号	000-000-0000

ご注意ください

● 保険適用とならない施術(骨盤矯正やヨガ教室)が目的で通院した場合には、保険証を提示しないようにしてください。

● 健康保険の適用となる施術(Aの①にあたる部分)は、「急性・亜急性の外傷性のケガのみ」です。

それ以外の要因で受けた施術(Aの②にあたる部分)は、全額自己負担となります。接骨院・整骨院で受療したすべての施術が健康保険の適用とはなりませんので、ご注意ください。

ココをチェック

- A 金額**
 - ① 一部負担金…健康保険が使える施術に対する自己負担分
 - ② 保険外…健康保険が使えない施術等(全額自己負担)
- B 日付**

かかった当日の日付になっているか確認しましょう。
- C 施術者名(接骨院・整骨院名)**

施術にあたった柔道整復師の名前などが正しく記載されているか確認しましょう。



2 「療養費支給申請書」署名時には、内容(とくに「一部負担金額」)を確認する！

ココをチェック

確認してから、自分で署名・捺印してください。金額はもちろん、自分が受けた施術の内容と請求の内容に食い違いがないか確認しましょう。

- D 負傷名・施術部位・施術年月日・日数など**
- E 一部負担金額**
(領収証のひと月分(Aの①)の合計額)
- F 署名欄** 保険者へ柔道整復師が療養費の請求を行う受領することについての同意です。

療養費支給申請書の見本

療養費支給申請書										
氏名	健康 一郎	住所	愛知県〇〇市〇〇町1-2-3	施設名称	〇〇接骨院	氏名	〇〇 整太郎	電話番号	000-000-0000	
負傷名	腰痛	施術部位	腰部	施術年月日	29.9.1 - 29.9.5	日数	2	一部負担金額	1365円	
① 頸部捻挫	29.9.1	29.9.5	29.9.5	29.9.8	2					
② 腰部捻挫	29.9.5	29.9.5	29.9.5	29.9.8	2					
一部負担金額									1365円	
平成 年 月 日										
住所	〇〇市〇〇町1-2-3									
施設名称	〇〇接骨院									
氏名	〇〇 整太郎									
電話番号	000-000-0000									

内容を確認後署名を！

つけていただきたいこと

治療用装具を購入するとき…



近年、治療用装具を購入したときの医療機関や装具業者からの請求について、いくつかの不適切な事例が報告されています。「**医療機関の領収書**」と「**装具業者の領収書**」の内容を必ず確認してください。

不適切な事例1

オーダーメイドにより治療用装具を作成した場合、一度の採型行為に対して、「**医療機関から処置料としての料金(治療装具採型法 700点等)**」、「**装具業者から採型料の料金(採型料)**」の両方が請求されている。

これらは採型を行った処置について請求できるものです。療養費の支給の審査にあたり、「誰が」「どこで」「どのような採型を行ったか」を確認させていただく場合があります。

医療機関 治療装具採型法 700点

装具業者 採型料 000円

二重請求されていないかチェック

不適切な事例2

既製品治療用装具を購入した場合、S・M・Lなどのサイズを選ぶだけの簡単な採寸をただけなのに、「**医療機関から処方料としての料金(義肢装具採寸法 200点)**」が請求されていた。

規格サイズから選ぶ場合には**医療機関から受け取る「領収明細書」**に「**義肢装具採寸法 200点**」が誤って算定されていないか、ご確認ください。

J129-8 義肢装具採寸法 (1肢につき) 200点

「採寸法」は、紙の上に足を置きトレースするようなものをいい、装具のS・M・Lを選ぶために簡単な採寸を実施したような場合は算定できない。

領収明細書

不適切な事例3

「受け取った治療用装具現物と領収書の記載内容が違う」、「受け取った個数に相違がある」

受け取った領収書は、但し書き等の記載事項について、義肢装具士等から説明を受け、現物との照合および確認をお願いいたします。



「領収書」の記載内容と「商品」と「取扱説明書」の品名がすべて一致しているかどうかを確認

領収書

商品

療養費(治療用装具)の支給を受けようとするときは、「**治療用装具に要した費用の額**」を証明する**領収書(原本)**を提出しなければなりません。

- なお、下記にあたる行為は健康保険を取り扱う療養費において、適切ではありませんのでご注意ください。
- ✗ 市販靴の無償の提供
 - ✗ 片足の病名による両足分足底装具の提供(健足分のサービスによる提供)
 - ✗ その他、上記に準じた特定の者に便宜を図る行為(サービスと称した、領収書に記載された納品物以外の物品の提供及び値引き) など

こんなときは

保険証を必ずご返却ください

「保険証」は当健康保険組合の加入員（被保険者・被扶養者）であることを示す証明書です。当健康保険組合の加入員でなくなった場合は、保険証の返却が必要です。



「健康保険被保険者証」とは？

病气やけがで医療を受けるときに保険証を提示すれば、医療費の支払いが一部負担だけで済みます。ですから保険証は大切に保管し、正しく使用してください。他人に貸すことは不正使用となり、禁止されています。万一紛失した場合は当健康保険組合に届け出てください。

被保険者資格の喪失後は、当健康保険組合の保険証は使えません

当健康保険組合の被保険者資格あるいは被扶養者資格を喪失すると、たとえ保険証が手元にあったとしても保険証を使用することはできません。万一、資格喪失後に保険証を使って受診すると、後日、当健康保険組合から医療費の返還を請求されることになります。保険証のまちがった使用は、当健康保険組合の財政悪化の原因となりますので、次のような場合は、すみやかに保険証を返却してください。



こんなときは保険証の返却をお願いします

退職したとき

保険証が使用できるのは退職日までで、翌日からは使用できません。保険証を、5日以内に事業主経由で返却してください。



ご家族（被扶養者）が扶養からはずれたとき

ご家族（被扶養者）が就職し、別の健康保険の被保険者になった場合や、収入が基準額を超えるなどして、扶養要件を満たさなくなった場合は、被扶養者（異動）届とともに、対象者の保険証を事業主経由で返却してください。

任意継続被保険者でなくなったとき

一定の要件を満たしている人は、申請をすれば退職後も「任意継続被保険者」として当健康保険組合に2年間継続して加入できます。ただし、再就職して別の健康保険に加入した場合や、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合など、任意継続被保険者でなくなったときは、保険証を返却してください。

75歳になったとき

75歳の誕生日を迎えると後期高齢者医療制度に加入することになるため、これまでの保険証は返却していただくことになります。被保険者が後期高齢者医療制度に加入すると、被保険者に扶養されていたご家族も当健康保険組合の被扶養者資格を失い、国民健康保険など他の医療保険制度に加入することになります。

保険証の返却時には、これらのご返却もお忘れなく！

70歳以上の方は「高齢受給者証」

70歳以上75歳未満の方には、自己負担する割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。保険証を返却する際には、高齢受給者証の返却も必要です。

「限度額適用認定証」

限度額適用認定証を申請して利用していた方が、被保険者・被扶養者の資格を喪失したときは、保険証とともに限度額適用認定証の返却もお願いします。

交通事故にあって、保険証を使って治療を受けたら、

「第三者行為」の届出をお忘れなく



交通事故など他人（第三者）の加害行為によって負傷することを第三者行為といいます。その場合でも、保険証を使って受診することができますが、これは本来加害者が負担すべき医療費を、健康保険組合が立て替えているだけです。保険証を使って受診したら、必ず当健康保険組合へ届出をしてください。

交通事故にあったときの動揺は、想像に難くありません。しかし、慌ててばかりでは交通事故後の処理がスムーズに進みません。冷静になるように努め、加害者の確認や警察への連絡、自身の治療など、着実にこなしていくようにしましょう。



当健康保険組合への連絡なしに示談をしてしまうと、当健康保険組合が加害者に医療費の立替分を請求できなくなる場合がありますのでご注意ください。

事故が発生したとき…

- 1 努めて冷静に。負傷者がいれば救護にあたる。
- 2 加害者を確認する。（車のナンバー、運転免許証、車検証など）
- 3 警察へ連絡する。（小さな事故でも連絡が必要です）
- 4 医療機関を受診する。
- 5 健康保険を使った場合は当健康保険組合へ届け出る。

すみやかに「第三者の行為による傷病届」を提出してください

他人の行為により病气やけがをした場合の治療には「第三者の行為による傷病届」を提出すれば、健康保険を使うことができます。代表的なケースが交通事故にあったときですが、前述したように当健康保険組合から加害者へ治療費の請求をすることになりますので、すみやかに当健康保険組合へ連絡が必要です。なお、治療により動くことができないなど、書類の提出が遅くなる場合には、当健康保険組合へ電話でご一報ください。

他にもこんなケースが「第三者行為」に該当します！

- 他人の飼犬やペットにより、けがをしたとき
 - 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
 - 外食や購入食品などで食中毒になったとき
- など



手続き書類

「第三者の行為による傷病届」

● 「交通事故証明書」「事故発生状況報告書」「念書」「確認書」などの添付も必要です。
※当健康保険組合のホームページ「各種手続き」をご覧ください。

任意保険に加入している場合、「第三者の行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは、契約している損害保険会社にお問い合わせください。



第三者行為によるものでも、通勤途中・業務中の事故の場合は、健康保険は使えません。労災保険の適用となりますので、事業所のご担当者へご相談ください。

労災保険が適用されるケース（健康保険は使えません）

- 仕事にけがをしたとき
 - 仕事からの帰宅途中、駅の階段で転倒したとき
 - 職業病（職業性疾病）のとき
- など